

令和6年度いの町国民健康保険保健指導事業特定健診受診勧奨委託業務

プロポーザル方式における審査項目

審査項目	評価項目	評価の視点	配点	
業務実施体制	実施体制の充実	専門的な知識・ノウハウ・経験を有した担当職員を複数人配置し、適切な業務を提供できる実施体制か	10	
業務実績	業務実績	同種の受診勧奨業務実績を有しているか	10	
企画提案	提案事項を実施するにあたっての取組方針	業務の理解度はあるか	10	
	業務の実施手続き	業務実施手続きを示す業務フロー又は工程表等は妥当か	10	
	現況・課題への理解度	地域の現況・特有の課題への理解は十分か	10	
	提案内容の的確性		提案内容は業務要求水準を充足しているか	10
			検討項目の内容は具体的で量も妥当か	10
			独創性・実現性・実施手法は的確であるか	10
特定テーマへの提案	期待できる事業（受診率向上）効果	10		
見積書	見積額	見積の積算が明確であり適正かつ提案内容に相当な額の見積もりがなされているか	10	
計			100	

○ 評価の方法

1 評価は、いの町国民健康保険保健指導事業特定健診受診勧奨委託業務プロポーザル審査委員会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについて予め定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。

2 審査委員1名あたり100点満点、合計700満点で、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。なお、各審査委員の採点の合計点で420点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を決定する。

3 点数が同点となった場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とする。

4 最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。